

東京都国民健康保険団体連合会経営評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 東京都国民健康保険団体連合会における経営計画の執行状況及び実施について、客観的に評価・検証するため、東京都国民健康保険団体連合会経営評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 2 経営計画の執行状況及び実施に関する評価・検証並びに改善事項の指摘。
- 3 理事長の求めに応じて経営全般についての助言。
- 4 その他、経営計画の推進に関すること。

(構成)

第3条 評価委員会は、経営評価、社会保障（医療保険・医療制度・社会福祉）等について優れた識見を有する者のうち、理事長が委嘱する3人以内の委員をもって構成する。

(座長)

第4条 評価委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会は、理事長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長が務める。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議録等の公表)

第6条 評価委員会の会議録等は原則公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は公表しない。

- 2 東京都国民健康保険団体連合会情報公開規則第3条に規定する情報及び第8条に規定する非開示情報。
- 3 前号に定める場合のほか、公表することが相当でないと評価委員が認めた場合。

(任期)

第7条 評価委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第8条 座長は、評価委員会での検討内容及びその結果を、必要の都度理事長に報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、その立場を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任期終了後も同様とする。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、企画事業部が担当する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は評価委員会で協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。